

分持弓矢於左右事雖有一說、あまりに事麗見也、弓矢具持右手宜也、猶可用之、  
一可致稽古事

大的にのみむかひて向小的之時者以外に相違あるなり、然者常可取替大少也、稽古之間不捨心、  
雖爲一矢可執者也、又不向的致稽古事有之也、向的引弓之時、只志放、不知身體拜、然者雖不向的引  
弓、正射體向的之時、自然浮面影體拜もよく、又矢數もあるなり、稽古の手意可准之、

一分中の事

第一大事在之、只至極ひかうべきもの也、弓を的にをしあつるは、あしまかなひ○あしまかなひ、  
恐有誤脱、次  
此拳は的のいづくの程にあたりたるぞとまぼり、さて小眼に分縮てこぶらのくろむところを  
放也、如此相應而中を上手とは名也、但不及善惡分別、自矢數ある射手ありといふも迷矢也、始終  
中事あるべからず○す恐ざる者なり、されば能々ひかへて可放者也、弓の引放なるは病也、譬欲  
治病不待療治如死也、関寸分も無違放にはづる、事不可有者也、家はひろしといへども、家主の  
寢所は一間也、的は雖大、上手の矢所は三寸内也、自然雖有相違、無出七八寸之外、如此稽古拔群之  
後、至于上手之位也、うちまかせて世間の人、但雖翫之、不入稽古道之間、上手出來事無之也、  
一夜弓事

夜弓といふは、聊も、的みゆる程は、非夜弓、全分暗時の事也、初心の程は、的をみ出てこぶしをあて  
んともとむる僻事也、こゝのまかなひをもちて的を察する也、されば拔群之後は、弓をうちあげ  
てをしあつれば、拳の前に的は出現する也、稽古不至者、其事不可叶者也、

小弓例

〔西宮記 正月下〕殿上賭弓

延喜二年○月廿九日、射場有小弓、左大臣取弓、參入侍臣射、藏司進懸酒肴花藁、前後書別、比御息  
所懸女装束、大臣中科、源更衣獻物、